


クーリング・オフのお知らせ

1. お客様が訪問販売により弊社と契約された場合、本書面を受領された日から8日(本書面を受領した日を含む)を経過するまでは、書面(FAXを含む。以下同じ)又は電磁的記録(電子メール)により、無条件で申し込みの撤回を弊社に行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。また、その効力は書面又は電磁的記録(電子メール)を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。
2. この場合、お客様は、
 - ① 弊社から損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
 - ② すでにお客様に引き渡された設備の撤去に要する費用を負担する必要はありません。(その費用は弊社が負担します。)
 - ③ すでに弊社に代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
 - ④ サービス(役務)の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
 - ⑤ サービス(役務)の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合は、無料で元の状態に戻すよう、弊社に請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために弊社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、また威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、弊社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日(本書面を受領した日を含む)を経過するまでは、書面又は電磁的記録(電子メール)によりクーリング・オフすることができます。

ハガキ等の「書面」に以下の必要事項をご記入の上、弊社宛に郵送してください。

【ハガキによる記入例】

 〒289-2141 住所 契約者 お電話番号	2892141 〒 八日市場 八日市場ハ941の1 八日市場壺番館203 行	① 契約を解除する旨 (「次の契約を解除します」など) ② 契約したサービス(役務)名 ③ 契約年月日 ④ お客様の氏名、住所 ⑤ 弊社名 ⑥ クーリング・オフの通知を発送した日 ⑦ 設備を引き取ることを要請する旨 (「設備を引き取ってください」など) ⑧ 支払った金額の返金を要求する旨、及び振込先 設備をすでに設置している場合
--	--	---

「電子メール」でクーリング・オフを行う場合には、上記【ハガキによる記入例】の①～⑧の必要事項をご記入の上、弊社メールアドレス(info-mail@sosa-mirai.com)にお送りください。

- (注1) ハガキなど郵送による場合は、内容証明郵便、特定記録郵便、書留、簡易書留などが確実です。
(注2) FAX、電子メールによる場合は、到着を確認するため、送信後、弊社まで電話でご一報ください。